

工事名: 針原幹線配水管布設替(第7工区)工事

質問	回答
<p>・施工箇所並び近隣住宅地の町内会には、工事の説明はお済でしょうか？</p>	<p>・受注者決定までに自治振興会、町内会長に対して工事概要の説明を行うこととしております。また、工事箇所沿線の店舗・住民へは、個別訪問による説明を行います。なお、町内会への説明については、受注者決定後に、町内会長を通じて工事案内文書を回覧することとしております。</p>
<p>・用水路取壊し・復旧については、用水管理者との協議はお済でしょうか？ まだ協議が済んでいない場合は、工期に重大な影響を及ぼしますが、その場合は工期延長(次年度繰越しを含む)は可能でしょうか？</p>	<p>・用水管理者である常西用水土地改良区と事前協議が完了しており、本工事計画の内諾を得ています。受注者の責によらない理由により、工期延期が必要となる場合は、受注者と協議します。</p>
<p>・用水路の切り回し・排水等が設計計上されていませんが、完全に止水出来るのでしょうか？ また、降雪状況や用水路への雪捨てによって水路に水が流れる場合があると思いますが、完全に止水出来ない場合は、水路の切り回しや排水等は設計変更の協議対象となりますか？</p>	<p>・常西用水土地改良区との事前協議により、施工時の断水について内諾を得ているため、用水路の切り回し、排水等は設計計上しておりません。ただし、設計と現場で相違があり、水路の切り回し、排水等について追加する必要が生じた場合は、受注者と協議します。</p>
<p>・掘削工の工種明細が施工状況と合致していませんが、設計変更の協議対象となりますか？</p>	<p>・掘削工の積算において、予掘り深1.0mまでを「掘削」、1.0mよりも深い箇所は「機械掘削」として設計計上しておりますが、設計と現場で相違があり積算条件を変更する必要が生じた場合は、受注者と協議します。</p>
<p>・掘削発生土は処分場に直接運搬の設計になっていますが、土質や処分場の受入れ状況及び降雪状況によっては発生土の仮置きが必要となりますが、その場合は設計変更の協議対象となりますか？</p>	<p>・掘削発生土については、公共用残土仮置場へ直接搬出することとしているため、仮置きを設計計上しておりませんが、現場状況に変化が生じ、発生土を仮置きする必要が生じた場合は受注者と協議します。</p>
<p>・水圧試験に必要な管帽等が設計計上されていませんが、貴局からの支給でしょうか？</p>	<p>・水圧試験に必要な管帽は発注者から貸与します。</p>
<p>・既設の埋設物が多いので、試掘が設計数量より増える場合は、設計変更の協議対象となりますか？</p>	<p>・起工測量や試掘の結果、設計と現場に相違があり、試掘を追加する必要が生じた場合は、受注者と協議します。</p>
<p>・交差点内の施工は、交通量や既設埋設物状況によっては、工事時間帯の変更もありえるかと思いますが、その場合は設計変更の協議対象となりますか？</p>	<p>・交差点内の施工については昼間施工が可能であると考えておりますが、既設埋設物の状況等、設計と現場で相違があり、工事時間帯を変更する必要が生じた場合は、受注者と協議します。</p>